第二十一条の二第一項第二号	他制度加入者（第六十一条の二第一項第四号において単に「他制度加入者」という。）	他制度加入者又は平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員（以下この号及び第六十一条の二第一項第四号において「他制度加入者」と総称する。）
第三十条第一項第二号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）	平成二十五年改正法
第三十九条第一項第五号ニ	ニ　次に掲げる資格の有無 (1)　企業型年金加入者 (2)　確定給付企業年金の加入者 (3)　私立学校教職員共済制度の加入者 (4)　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員 (5)　国家公務員共済組合の組合員 (6)　地方公務員等共済組合の組合員	ニ　次に掲げる資格の有無 (1)　企業型年金加入者 (2)　確定給付企業年金の加入者 (3)　私立学校教職員共済制度の加入者 (4)　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員 (5)　国家公務員共済組合の組合員 (6)　地方公務員等共済組合の組合員 (7)　平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員
第四十五条第一項	第三十九条第一項第五号ニ(1)から(6)まで	第三十九条第一項第五号ニ(1)から(7)まで
第五十六条第一項第十二号	第十条第一項第二号イからハまで	第十条第一項第二号イからニまで

（加入員に関する情報の提供）

第十七条の六　存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、個人型年金規約（確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。）の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる加入員に関する情報を当該月の翌月末日までに、存続連合会を経由して連合会（同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下この項において同じ。）に通知しなければならない。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）、性別及び生年月日

二　使用されている事業所の名称

第二十一条の二第一項第二号	他制度加入者	他制度加入者又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入者
第三十条第一項第二号	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）